

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年 6 月23日

【会社名】 シャープ株式会社

【英訳名】 Sharp Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 高 橋 興 三

【本店の所在の場所】 大阪市阿倍野区长池町22番22号

【電話番号】 (06)6621 1221(代表)

【事務連絡者氏名】 経理・財務本部財務部長 山 本 博 之

【最寄りの連絡場所】 大阪市阿倍野区长池町22番22号

【電話番号】 (06)6621 1221(代表)

【事務連絡者氏名】 経理・財務本部財務部長 山 本 博 之

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式、C種種類株式

【届出の対象とした募集金額】

普通株式	その他の者に対する割当	288,811,661,336円
C種種類株式	その他の者に対する割当	99,999,996,800円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 シャープ株式会社東京支社
(東京都港区芝浦一丁目2番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年2月25日に提出した有価証券届出書並びに平成28年2月29日、平成28年3月4日、平成28年3月14日、平成28年3月30日、平成28年4月4日、平成28年4月7日、平成28年4月19日、平成28年4月21日、平成28年5月12日、平成28年5月24日及び平成28年5月26日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成28年6月23日開催の当社第122期定時株主総会並びに普通株主による種類株主総会、A種種類株主による種類株主総会及びB種種類株主による種類株主総会において普通株式及びC種種類株式の発行に係る議案並びに普通株式及びC種種類株式の発行に伴い必要となる定款の一部変更に係る議案について承認（特別決議）が得られたこと、並びに、有価証券報告書（第122期 自平成27年4月1日至平成28年3月31日）を、同日、近畿財務局長に提出したことに伴い、これに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

なお、本第三者割当増資に係る総数引受契約及び払込については、有価証券届出書の効力発生日以降となりますが、この度、有価証券届出書の効力発生日が平成28年6月29日以降となる見込みとなりましたので、この旨を付記するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規株式発行

2 株式募集の方法及び条件

(2) 募集の条件

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

(1) 払込金額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

普通株式

C種種類株式

6 大規模な第三者割当の必要性

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の追加)

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、平成28年2月25日に提出した有価証券届出書に添付してありました「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えます。

(添付書類の削除)

平成28年3月期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）の業績の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

（訂正前）

< 前略 >

- （注）1 平成28年2月25日（木）開催の当社取締役会（以下、「平成28年2月25日取締役会」という。）及び平成28年3月30日（水）開催の当社取締役会（以下、「平成28年3月30日取締役会」という。）において、平成28年6月23日（木）開催予定の当社第122期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）並びに同日開催予定の普通株主による種類株主総会、A種種類株主による種類株主総会及びB種種類株主による種類株主総会（以下、「本種類株主総会」という。）において普通株式及びC種種類株式の発行に係る議案並びにC種種類株式の発行に伴い必要となる定款の一部変更に係る議案について承認（特別決議）が得られることを条件として、本有価証券届出書に係る第三者割当（以下、「本第三者割当増資」という。）を決議しております。

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

- （注）1 平成28年2月25日（木）開催の当社取締役会（以下、「平成28年2月25日取締役会」という。）及び平成28年3月30日（水）開催の当社取締役会（以下、「平成28年3月30日取締役会」という。）において、平成28年6月23日（木）開催の当社第122期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）並びに同日開催の普通株主による種類株主総会、A種種類株主による種類株主総会及びB種種類株主による種類株主総会（以下、「本種類株主総会」という。）において普通株式及びC種種類株式の発行に係る議案並びに普通株式及びC種種類株式の発行に伴い必要となる定款の一部変更に係る議案について承認（特別決議）が得られることを条件として、本有価証券届出書に係る第三者割当（以下、「本第三者割当増資」という。）を決議しております。

< 後略 >

2 【株式募集の方法及び条件】

(2) 【募集の条件】

（訂正前）

< 前略 >

- 6 本第三者割当増資に関しては、平成28年6月28日（火）から平成28年10月5日（水）までを会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しております。この期間を払込期間とした理由は、上記（注）5に記載のとおり、関連する競争当局の許認可等を得ることを払込の条件としており、当該許認可等が得られるまでは割当予定先は払込みを行うことができず、また、本有価証券届出書提出日時点では当該許認可等が得られる時期が確定できないためです。

< 後略 >

（訂正後）

<前略>

- 6 本第三者割当増資に関しては、平成28年6月28日（火）から平成28年10月5日（水）までを会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しております。この期間を払込期間とした理由は、上記（注）5に記載のとおり、関連する競争当局の許認可等を得ることを払込の条件としており、当該許認可等が得られるまでは割当予定先は払込みを行うことができず、また、本有価証券届出書提出日時点では当該許認可等が得られる時期が確定できないためです。

なお、本第三者割当増資に係る総数引受契約及び払込については、有価証券届出書の効力発生日以降となりますが、有価証券届出書の効力発生日は平成28年6月29日以降となる見込みです。

<後略>

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

3 【発行条件に関する事項】

- (1) 払込金額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

（訂正前）

普通株式

<前略>

また、本払込金額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において定める特に有利な金額による発行に該当するとの判断から、当社は、本定時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件に、払込金額を1株88円として、本第三者割当増資に係る普通株式の割当てを行うことといたしました。

C種種類株式

<前略>

以上のことから、当社は、C種種類株式についても、会社法第199条第2項に基づき、本定時株主総会において株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件に、払込金額を1株8,800円として、本第三者割当増資に係るC種種類株式を発行することといたしました。

（訂正後）

普通株式

<前略>

また、本払込金額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において定める特に有利な金額による発行に該当するとの判断から、当社は、本定時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただき、払込金額を1株88円として、本第三者割当増資に係る普通株式の割当てを行うことといたしました。

C種種類株式

<前略>

以上のことから、当社は、C種種類株式についても、会社法第199条第2項に基づき、本定時株主総会において株主の皆様から特別決議による承認をいただき、払込金額を1株8,800円として、本第三者割当増資に係るC種種類株式を発行することといたしました。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

(訂正前)

本第三者割当増資に伴う新株式の発行は、希薄化が25%以上となり、また、本第三者割当増資により鴻海精密工業が当社の支配株主となることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条第2号に従い、株主の意思確認手続を実施いたします。さらに、本第三者割当増資については、有利発行に該当すると考えられるため、具体的には、本定時株主総会及び本種類株主総会において、本第三者割当増資の必要性及び相当性について株主の皆様へ説明した上で、本第三者割当増資について特別決議によって承認されることをもって、株主の皆様へ意思確認をさせていただきますことを予定しております。

(訂正後)

本第三者割当増資に伴う新株式の発行は、希薄化が25%以上となり、また、本第三者割当増資により鴻海精密工業が当社の支配株主となることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条第2号に従い、株主の意思確認手続を実施いたします。さらに、本第三者割当増資については、有利発行に該当すると考えられるため、具体的には、本定時株主総会及び本種類株主総会において、本第三者割当増資の必要性及び相当性について株主の皆様へ説明した上で、本第三者割当増資に必要な議案について特別決議によって承認をいただき、これをもって株主の皆様へ意思確認をいたしました。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

(訂正前)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第121期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月24日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第122期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月7日近畿財務局長に提出

事業年度 第122期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月10日近畿財務局長に提出

事業年度 第122期第3四半期（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月12日近畿財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月25日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月3日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月28日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月31日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年8月6日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成27年8月21日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成27年8月27日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年9月4日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年9月15日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年9月18日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年9月25日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成27年9月28日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成27年10月30日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年11月17日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月18日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月22日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月25日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月28日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月28日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成28年1月22日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年2月4日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年2月17日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成28年2月19日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成28年2月29日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成28年3月4日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年4月4日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成28年4月7日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成28年4月19日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成28年4月21日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書を平成28年5月12日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年5月12日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年5月12日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年5月12日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年5月12日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年5月12日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成28年5月24日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成28年5月26日に近畿財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書（上記平成27年7月3日の臨時報告書の訂正報告書）を平成27年7月22日に近畿財務局長に提出

訂正報告書（上記平成27年12月22日の臨時報告書の訂正報告書）を平成28年2月29日に近畿財務局長に提出

訂正報告書（上記平成27年12月25日の臨時報告書の訂正報告書）を平成28年3月14日に近畿財務局長に提出

訂正報告書（上記平成27年12月22日の臨時報告書の訂正報告書）を平成28年5月12日に近畿財務局長に提出

（訂正後）

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第122期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月23日近畿財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成28年2月25日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての第122期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年6月23日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

以 上